

上サロベツ自然再生協議会運営細則

第1章 部 会

(設 置)

第1条 協議会に次の部会を設置する。

- (1) 再生技術部会
- (2) 再生普及部会

(検討事項)

第2条 部会では、次の事項を協議する。

- (1) 再生技術部会

湿原の再生と農地との調和を図りつつ、上サロベツの自然再生事業を効果的に推進するための技術的手法に関する事項等。

- (2) 再生普及部会

サロベツ湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等。

(部会事務局)

第3条 部会の会務を処理するための事務局を設ける。

- 2 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次ぎに掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議の運営
- (2) 部会に会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他部会が付記する事項

第2章 協議会及び部会の運営

(協議会及び部会の傍聴)

第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

- 2 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び部会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または座長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第3章 補 則

(細則改正)

第7条 この細則は、規約第5条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席会員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この附則は、平成17年1月19日から施行する。